

第 1 号

3月22日 (水)

令和5年第1回宇城市議会臨時会（第1号）

令和5年3月22日（水）

午後2時00分 開議

1 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第6号 専決処分の報告について（専決第3号）
日程第4 議案第40号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |
| 7番 嘉古田茂己君 | 8番 原田祐作君 |
| 9番 永木誠君 | 10番 山森悦嗣君 |
| 11番 三角隆史君 | 12番 坂下勳君 |
| 13番 高橋佳大君 | 15番 溝見友一君 |
| 16番 園田幸雄君 | 17番 福田良二君 |
| 18番 河野正明君 | 19番 入江学君 |
| 20番 豊田紀代美君 | 21番 中山弘幸君 |
| 22番 石川洋一君 | |

4 欠席議員（1人）

- 14番 高本敬義君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
総 務 部 長	天 川 竜 治 君	市 民 部 長	黒 崎 達 也 君
保 健 衛 生 部 長	杉 浦 正 秀 君	総 務 部 次 長	舛 井 貴 男 君
市 民 部 次 長	星 津 章 博 君	保 健 衛 生 部 次 長	井 住 寿 宏 君

開会 午後2時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） ただいまから、令和5年第1回宇城市議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（溝見友一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、13番、高橋佳大君及び16番、園田幸雄君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（溝見友一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 報告第6号 専決処分の報告について（専決第3号）

日程第4 議案第40号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（溝見友一君） 日程第3、報告第6号専決処分の報告について（専決第3号）及び日程第4、議案第40号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

市長から、一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） こんにちは。本日の臨時議会の開催、大変お世話になります。

今回提出しますのは、報告案件として専決処分の報告が1件、条例案件として宇城市国民健康保険税条例の一部改正の1件、合計2件でございます。

詳細につきましては、関係部長が説明いたします。これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第6号専決処分の報告について（専決第3号）の説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集4ページをお願いします。報告第6号専決処分の報

告について説明します。

令和4年12月20日に、阿蘇郡南阿蘇村河陽4369番地の16の南阿蘇村所有駐車場で、公用車を後進している際に、不注意により案内看板を破損させたことで、市に賠償責任が生じました。本件に関する損害賠償額として20万200円と決定いたしました。

なお、損害賠償金については、全国自治協会自動車事故共済保険から補填されていますので報告いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、報告第6号専決処分の報告について（専決第3号）を終わります。

次に、議案第40号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 議案集6ページから7ページ、説明資料集は4ページから8ページになります。議案集を御参照いただきたいと思います。議案第40号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本件につきましては、令和5年第1回定例会において上程したところですが、国民健康保険の被保険者に与える影響が大きすぎるため、再考すべきとされたことから今回改めて提案するものです。

国民健康保険特別会計の収支につきましては、歳出のうち、国県からの交付金や法律で定められた一般会計からの繰入金等で賄うことができない分については、被保険者からの国民健康保険税を徴収して運営に充てることとされており、安定した国保の運営を行うためには国保税の税率の引上げを行うほかはない旨、第1回定例会において御説明申し上げました。しかしながら、収支が不足する分についてその全額を税で賄おうとする場合は、現行の税率よりも大幅に税率を引き上げる必要があります。そのため、国保世帯に与える影響が非常に大きくなります。そのため、国保世帯に与える影響を踏まえ、段階的に税率を引き上げることとし、令和5年度の税率につきましては、県が示す標準保険税率と現行の市の税率の中間程度に引き上げる内容としております。

具体的には、基礎課税額につきましては、所得割額100分の8.62、均等割額28,500円、平等割額20,400円、後期高齢者支援金等課税額につきましては、所得割額100分の2.82、均等割額9,500円、平等割額6,800円、介護納付金課税額（40歳から64歳が対象）につきましては、所得割額100分の2.31、均等割額15,200円に改めるものです。以上が、今回の国保税率改正の内容です。

物価高騰などの中、国保世帯に与える影響は少なくはありませんが、今後の国保運営を安定的に行うために、やむを得ないものであることを御理解いただきたいと考えております。

以上で、議案第40号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第40号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第40号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○8番（原田祐作君） 今回のこの国保税の引上げなのですけれども、やはり、かなり大きな影響が市民の皆さんにあるというふうに考えております。そこで、他市でも同様の引上げを行う市町村があるのかということと、国保の運営協議会においては、どのような経緯をもって、この引上げ幅が決定されたのかということをお聞きしたいと思います。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） まずは他の市町村での状況ですけれども、令和3年度の決算ベースで単年度収支が赤字となっているところが、14市では人吉市、水俣市、山鹿市、宇城市、菊池市、天草市という状況になっております。いずれの市も前年度からの繰越金、基金の取崩しを行い、決算が苦しくなっておりまして、これらの市のうち、令和3年度の赤字決算を受けて令和4年度で税率を見直しているのは、人吉市だけでございます。

今年度の改正状況については、まだこちらの方に情報は聞こえてないという状況でございます。ただし、それぞれの市町村において、医療費分の所得割であるとか均等割、それぞれの考え方がありますので、なかなかそれをもって金額がうちより例えば上だとか下だとかという部分の計算は、非常に難しいというような状況でございます。

それと、国保運営協議会の協議につきましては、今年度は標準税率に向けてのまず諮問をいたしました。その部分については、皆さんから上げることについてはやむを得ないということでの答申を受けております。

○8番（原田祐作君） 協議会には諮問してあるということなのですが、それではまだそのような議論はいわゆる庁舎内だけの議論と、値上げに関しての議論は庁舎内でしか議論をしていないということでの理解をしてよろしいですか。

○市長（守田憲史君） 協議会の議論ですので、協議会では先日もうちが上程したように、100%県の標準税率で御了解をいただいております。それで議会で前回否決だったので、今回半分を上げさせていただくという御理解で、その協議会での了承は100と50と言うなら100で答申をいただいております。それと、よその市うんぬんに関してですが、いろいろあるにしても県が標準税率を示した、それを100とした場合、その標準税率が県の平均と御理解いただきたいと思います。

○議長（溝見友一君） ほかにありませんか。

○21番（中山弘幸君） 2点ほどお尋ねいたします。1点は、今段階的という説明がありました。頂いた資料の中に、令和9年までの見込みがあります。これは、おそらく令和5年度は半分上げたところだと思いますけれども、その後はどうなっているのか。段階的に、何年をもって標準税率にもっていこうとされているのかというのが1点です。もう1点は、3年か何かに1回、保険税の最高税額の何かそれが国から指示があるそうなのですが、それは来年なのかいつなのか、その最高税率が上がれば、自然とほかの皆さん税が上がるというように聞いていますけれども、その辺の兼ね合いはどうかという、その2点をお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） ざっくり今回この議会では、半分を上げさせていただけたらと考えております。来年は来年のまた議会の御判断も御意見も聞きながらですが、おそらく推測ですが、来年半分を上げて、今回の時点の100相当上げたとしても、また標準税率は上がっていくのではなかろうかと考えております。それと今回、今まで基金の繰入れ等で、今までが安かったと御理解いただけたらと思います。もう基金もなくなりました。それともう一度言いますが、標準税率が県の平均値であると、その平均の半分を今回この議会で上げさせていただけたらとお願いするところです。それとあくまでも国保は、受益者負担を原則としております。どうぞ温かい御理解をお願い申し上げます。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 限度額の改定の部分についての御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

現在、限度額については102万円ということで、医療分が65万円が限度額、それから後期高齢者支援金分が20万円、それから介護納付金の方が17万円ということで、それぞれの限度額が決まっております。合計で102万円というような限度額です。次年度、令和5年については、まだ国からの省令が出てきておりませんが、予定では介護高齢者支援金分が限度額が2万円上がりまして、合計の104万円になる見込みでございます。まだ国からの省令は出ておりません。

○21番（中山弘幸君） その限度額が2万円上がった場合のまず影響がどうなるのかというのと、あくまでもこの頂いた資料は今年のアップ額だけで、来年度からのアップはこれには入っていないということですか。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） まず限度額の影響からお答えさせていただきます。令和4年現行分で、限度額を所得がオーバーされている世帯、所得がオーバーしても限度額ですから、国保税の102万円以上には国保税は上がらないわけですが、その世帯が176世帯ございます。2万円程度引き上げられた場合、収入としての見込みは550万円程度ということで御理解いただきたいと思います。その分

だけは税収としては引き上がるだろうという予測でございます。

それと、資料の方のシミュレーションの表ですけれども、今回御提案させていただきます、いわゆる前回は100としますと50%アップの税率で将来まで計算した部分でございます。

○議長（溝見友一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） これで質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） ただいまの委員会付託の省略について異議がありましたので、採決します。採決は起立によって行います。議案第40号については、委員会付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝見友一君） 起立多数です。したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第40号の討論に入ります。討論はありますか。

○8番（原田祐作君） ただいま議題になっております、議案第40号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

本条例につきましては、増減の幅は違いますが、増額するという点についての反対を第1回の定例会でそういう判断が行われたと理解をしております。また、その増額の理由として、基本的に赤字の経営であること、また基金が底をついたということの説明がなされておりますが、基金が底をつくということは、もう2年または3年前から民生の委員会でも指摘がされておりました。それにもかかわらず、今まで同様の発信が私たちになかったと私は考えております。もっと以前の段階からこういった提案があり、時間をかけて議論する必要があったのではないかとこのように考えております。確かに国保については、様々な所得に応じまして負担の軽減が行われておりますが、やはり一番所得の小さい、生活の苦しい方々を直撃するものであると、このように考えております。宇城市におきましては、水道料金も上がります。その上、この国保税も上がるということであれば、やはりこれは、宇城市に住もうという意欲を低下させることにつながると私は思います。もっと丁寧に将来を見つめた議論をやっていくべきだということにおきまして、現時点においては賛成すべきではないと、このように考えております。どうか皆様、御理解いただきまして御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝見友一君） ほかにありませんか。

○21番（中山弘幸君） 私は、ただいま議題になっております、議案第40号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

先ほどの説明の中で、段階的に値上げということがありました。また、答弁で国保税は受益者負担ということがありまして、それも理解できます。しかしやはり段階的というのであれば、市民の皆さんに周知をした上で、せめて5年ぐらいをめどに段階的に上げていくべきだと思います。そこで、今回の条例案には反対をいたします。議員諸氏におかれましても御賛同賜りますようによろしくお願い申し上げます、私の討論といたします。

○議長（溝見友一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） これで討論を終結します。

これから、議案第40号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

○議長（溝見友一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和5年第1回宇城市議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

令和5年第1回臨時会 議案等賛否表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

議員名 件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	審議結果	賛成	反対		
	坂元 大介	四海 公貴	村上 真由子	河野 真理	吉良 邦夫	田中 美君	嘉古田 茂己	原田 祐作	永木 誠	山森 悦嗣	三角 隆史	坂下 勳	高橋 佳大	高本 敬義	溝見 友一	園田 幸雄	福田 良二	河野 正明	入江 学	豊田 紀代美	中山 弘幸	石川 洋一					
議案第40号 宇城市国民健康保険税条例の一部を 改正する条例の制定について	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	欠	※	○	○	○	○	○	○	●	○	原案 可決	17	3

※議長のため表決には加わりません。